

(法 第10条関係)

## 平成23年度事業計画書

平成23年8月15日から平成23年3月31日まで

特定非営利活動法人相馬フォロアチーム

## 1 事業実施の方針

設立初年においては、地域における特定非営利活動の啓発と、法人としての体制整備に努め、相馬市教育委員会と協働で被災幼児児童生徒等の心のケア事業、学力向上事業、交流事業を実施する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
学校巡回心理ケア事業	臨床心理士、保健師等	毎週 3～4回	相馬市内の学校及び幼稚園	7人	相馬市内の生徒等、保護者、教員	2,610
学力向上事業	被災小中学校へ特色ある事業を提案してもらい、理事会が認めた場合に上限50万円でその事業を委託する。	平成23年10月～平成24年3月	磯部小・磯部中学校、中村第二小・中学校	2人	磯部小学校・磯部中学校、中村第二小学校、中村第二中学校	2,000
交流事業	思いやりの心、規範意識を高めるために、資金等支援団と児童生徒の交流事業を開催する。	平成23年12月20日～27日	相馬市内小中学校	7人	相馬市内の生徒等、保護者、教員	500
その他第3条の目的を達成するために必要な事業	市内の他の心のケア等を行う団体との情報交換会の開催	毎月1～2回	相馬市生涯学習会館	7人	市内の心のケアを行う団体等	60